

① 創業中小企業投資損失準備金の益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十二(六) 平十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期益金算入額の計算	5年経過後5年間均等益金算入額 (15の計)	1	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている創業中小企業投資損失準備金	7
	同上以外の場合による益金算入額 (10の計)	2		差引 (7)-(6)	8
	計 (1)+(2)	3		当期積立額	9
翌期繰越額の計算	期首創業中小企業投資損失準備金の金額	4	前期分の明細	貸借対照表の取崩不足額 (3)-((9)-((7)-前期分の(7)))	10
	当期益金算入額 (3)	5		計 (9)+(10)	11
	期末創業中小企業投資損失準備金の金額 (4)-(5)	6		前期末における差額 (前期の(8))	12

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (14)-(15)-(16)
			5年経過後5年間均等益金算入による場合 (13) × $\frac{60}{60}$	(15)以外の場合	
	13	14	15	16	17
から5年を経過したものの翌日	円	円	円	円	
から5年を経過しないものの翌日					円
計			円		

別表十二（十六）の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する中小企業投資育成株式会社が、平成14年4月改正措置法附則第24条第2項（創業中小企業投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成14年改正前の措置法第55条の4第3項（創業中小企業投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結親法人である中小企業投資育成会社が平成14年7月改正法

附則第29条第3項若しくは第4項（創業中小企業投資損失準備金に関する経過措置）の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。